



2025年2月7日

各 位

会 社 名 株式会社 京都フィナンシャルグループ
代 表 者 名 代表取締役社長 土井 伸宏
(コード番号 5844 東証プライム)
問 合 せ 先 執行役員経営企画部経営企画担当部長 大西 秀樹
T E L (075) 361-2275

株式の売出しに関するお知らせ

株式会社京都フィナンシャルグループ（社長 土井伸宏）（以下、「当社」といいます。）は、本日付の取締役会において、当社普通株式の売出しに関し、下記の通り決議しましたので、お知らせいたします。

当社においては、「第1次中期経営計画」の前倒し達成により新たに策定した戦略目標において、ベンチャー投資を中心とする成長投資の原資として、当社の保有する政策保有株式の更なる縮減計画を掲げております。

また、本邦企業においても、コーポレートガバナンス強化の観点から、政策保有株式を見直す動きが進んでいます。

このような状況の中、一部の当社株主より当社株式を売却したい旨の意向を確認いたしました。これを受け、当社として最適な株式売却の手法を検討した結果、当社株式の円滑な売却機会を提供し、幅広い投資家の方々に当社株式を保有していただくことで、株主層の拡大、多様化及び流動性を高め、企業価値の向上を目指すべく、株式売出しの実施を決議いたしました。

ご注意：この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

記

1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）

- | | | |
|---|--|--|
| (1) 売 出 株 式 の
種 類 及 び 数 | 当社普通株式 17,958,700株 | |
| (2) 売 出 人 及 び
売 出 株 式 数 | 東京海上日動火災保険株式会社
損害保険ジャパン株式会社
三井住友海上火災保険株式会社
三井住友信託銀行株式会社
あいおいニッセイ同和損保株式会社 | 8,372,700株
4,313,000株
2,268,000株
2,173,600株
831,400株 |
| (3) 売 出 価 格 | 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、2025年2月18日（火）から2025年2月21日（金）までの間のいずれかの日（以下、「売出価格等決定日」といいます。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（0.5円単位として0.5円未満端数切捨て）を仮条件とし、需要状況等を勘案した上で決定する。） | |
| (4) 売 出 方 法 | 売出しとし、大和証券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下、「引受人」と総称します。）に全株式を買取引受けさせる。

売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人により売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。 | |
| (5) 申 込 期 間 | 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の2営業日後の日まで。 | |
| (6) 受 渡 期 日 | 売出価格等決定日の5営業日後の日 | |
| (7) 申 込 証 拠 金 | 1株につき売出価格と同一の金額とする。 | |
| (8) 申 込 株 数 単 位 | 100株 | |
| (9) 売出価格、その他本株式売出しに必要な一切の事項の承認については、代表取締役社長に一任する。 | | |

ご注意：この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考> 2. を参照のこと。）

- | | |
|---|---|
| (1) 売 出 株 式 の
種 類 及 び 数 | 当社普通株式 2,693,800株
なお、上記の売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又は本株式売出しそのものが全く行われない場合がある。最終の売出株式数は、需要状況等を勘案した上で売出価格等決定日に決定する。 |
| (2) 売 出 人 | 大和証券株式会社 |
| (3) 売 出 価 格 | 未定（売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格と同一の金額とする。） |
| (4) 売 出 方 法 | 引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等を勘案し、大和証券株式会社が当社株主より2,693,800株を上限として借受ける当社普通株式について売出しを行う。 |
| (5) 申 込 期 間 | 引受人の買取引受けによる売出しの申込期間と同一とする。 |
| (6) 受 渡 期 日 | 引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日と同一とする。 |
| (7) 申 込 証 拠 金 | 1株につき売出価格と同一の金額とする。 |
| (8) 申 込 株 数 単 位 | 100株 |
| (9) 売出価格、その他本株式売出しに必要な一切の事項の承認については、代表取締役社長に一任する。 | |

<ご参考>

1. 売出しの目的

本プレスリリースの冒頭に記載のとおりです。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、2,693,800株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式（以下、「貸借株式」といいます。）の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、追加的に当社普通株式を取得する権利（以下、「グリーンシューオプション」といいます。）を、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの受渡期日から 2025 年 3 月 21

ご注意：この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

日（金）までの間を行使期間として、当社株主より付与されます。

大和証券株式会社は、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間（以下、「申込期間」といいます。）中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があります、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から2025年3月21日（金）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」といいます。）、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。

なお、シンジケートカバー取引期間内において、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、グリーンシュューオプションの行使を行います。オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については売出価格等決定日に決定されます。

オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、大和証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借受け、当該株主から大和証券株式会社へのグリーンシュューオプションの付与及び株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引は行われません。

3. ロックアップについて

当社は、大和証券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下、「ロックアップ期間」という。）中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等（ただし、株式分割又は株式無償割当てに伴う当社普通株式の交付、売出価格等決定日現在において残存しているストックオプションの行使による当社普通株式の交付、単元未満株式売渡請求に応じて行う自己株式の交付、譲渡制限付株式報酬としての当社普通株式の交付（譲渡制限がロックアップ期間中に解除されないものに限る。）等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記の場合においても、大和証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

ご注意：この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

4. 自己株式の取得について

当社は、2024年11月14日（木）開催の取締役会において、下記「自己株式取得に係る事項の内容」の通り、当社の株主還元方針に基づく株主還元強化ならびに資本効率の向上を通じ企業価値の向上を図ることを目的として自己株式の取得に係る事項を決議しておりますが、日本取引所自主規制法人による自己株式等の取得に関するガイドラインの趣旨に鑑み、2025年2月10日（月）から引受人の買取引受けによる売出しに係る受渡期日までにつきましては、下記自己株式の取得を差し控えます。

自己株式取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|--|
| (1) 取得対象株式の種類 | 普通株式 |
| (2) 取得する株式の総数 | 5,000,000株（上限）
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合
1.71%） |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 100億円（上限） |
| (4) 取得期間 | 2024年11月15日～2025年6月30日 |
| (5) 取得方法 | 東京証券取引所による市場買付け
①取引一任契約に基づく立会取引市場における買付け
②自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付け |

自己株式の取得等の状況

- | | |
|---|--------------|
| (1) 2024年11月14日開催の取締役会決議に基づき2025年2月7日までに取得した自己株式の累計 | |
| 取得した株式の総数 | 一株 |
| 株式の取得価額の総額 | 一円 |
| (2) 2025年1月31日時点の自己株式の保有状況 | |
| 発行済株式数（自己株式を除く） | 292,201,387株 |
| 自己株式数 | 9,161,365株 |

以 上

ご注意：この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。